

燃料油サンプリングポイントに関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI 第 14 規則においては、船舶から放出される硫黄酸化物による大気汚染の防止を目的とし、船舶で使用される燃料油中に含まれる硫黄分濃度の上限値を規定している。加えて、同条約第 18 規則において、当該硫黄分濃度を記載した燃料油供給証明書やその際のサンプルの船上保管要件についても規定しており、本会も既に当該要件を関連規則に取入れている。

その後、IMO にて入港する船舶の燃料油サンプリングについても議論があり、2020 年 11 月に開催された IMO 第 75 回海洋環境保護委員会（MEPC75）において、船上で使用される燃料油の代表サンプルの採取位置の設置又は指定を義務付ける MARPOL 条約附属書 VI の改正が IMO 決議 MEPC.324(75)として採択された。その他、当該決議の関連規定として、2020 年 5 月に開催された MEPC74 において、具体的なサンプルの採取位置等を規定したガイドライン MEPC.1/Circ.864(Rev.1)も承認されている。

今般、当該決議及び MEPC サーキュラーに基づき、関連規定を改めた。

併せて、国内法令（①海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則、②海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則）及び関連する検査心得等の内容に合わせ、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 使用される燃料油の代表サンプルの採取箇所を設置又は指定する要件を規定する。
- (2) サンプル採取に関する詳細については、MEPC.1/Circ.864(Rev.1)に定めるガイドラインを参照する旨を規定する。
- (3) 船舶の推進等に使用される低引火点燃料は代表サンプルの採取対象外である旨を規定する。
- (4) 登録検査時及び定期的検査時の検査要件を規定する。

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.3 構造及び設備の検査*

-5.を次のように改める。

-5. 総トン数 400 トン以上の船舶，すべての海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームからの大気汚染防止のための設備に対して，次に掲げる項目の検査を行う。ただし，**(2)(b)**及び**(3)**（**(a)**を除く。）の検査については，すべての船舶について行う。

（(1)から(5)は省略）

(6) 使用される燃料油の代表サンプル（使用中サンプル）の採取位置（国際航海に従事する場合に限る。）

燃料油の代表サンプル（使用中サンプル）の採取位置が指定されていることの確認。

3 章 定期的検査

3.1 年次検査

3.1.2 構造及び設備の検査*

-4.を次のように改める。

-4. 総トン数 400 トン以上の船舶，すべての海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームからの大気汚染防止のための設備に対して，次に掲げる項目の検査を行う。ただし，**(3)(b)**の検査については，すべての船舶について行う。

((1)から(6)は省略)

(7) 使用される燃料油の代表サンプル（使用中サンプル）の採取位置（国際航海に従事する場合に限る。）

燃料油の代表サンプル(使用中サンプル)の採取位置が指定されていることの確認。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則，第 13 規則，第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3，4.1，4.3.9 及び 4.4.8 関連）*

本編で使用する用語は，各章で特に定める場合を除き，次に掲げるところによる。

(25)及び(26)として次の 2 号を加える。

((1)から(24)は省略)

(25) 「低引火点燃料」とは，鋼船規則 GF 編 2.2.1-28.に規定するガス又は液体燃料をいう。

(26) 「使用中サンプル」とは，本船上で使用される燃料油のサンプルをいう。

2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.2 を次のように改める。

2.2 硫黄酸化物及び粒子状物質（附属書 VI 第 14 規則関連）

2.2.1 硫黄酸化物放出規制海域を航行する船舶の燃料油の変更（~~附属書 VI 第 14 規則関連~~）*

(-1.及び-2.は省略)

2.2.2 使用中の燃料油の採取箇所*

-1. 2022 年 4 月 1 日以降に建造開始段階にあり，且つ国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶（海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームを含む）には，本会が適当と認める指針を考慮し本船上で使用される燃料油の代表サンプル（使用中サンプル）の採取位置を指定しなければならない。

-2. 2022 年 4 月 1 日前に建造開始段階にある船舶にあり，且つ国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶（海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームを含む）には，2023 年 4 月 1 日以降の最初の定期検査までに，前-1.に規定する採取位置を指定しなければならない。

-3. 前-1.及び-2.の要件は，船舶の推進又は運航のための燃焼を目的とする低引火点燃料の燃料油供給装置に適用する必要はない。

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 検査の実施及び時期

-2.(9)として次の1号を加える。

-2. 規則2編1.1.3-5.(3)に該当する臨時検査については、次による。

(9) 燃料油の代表サンプル（使用中サンプル）の採取箇所

規則8編2.2.2の適用を受ける船舶であって、2022年4月1日前に建造開始段階にある船舶にあつては、2023年4月1日以降の最初の定期検査までに、規則8編2.2.2-1.に規定する採取箇所を設置又は指定していることを、検査により確認を受ける。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.2 を次のように改める。

2.2 硫黄酸化物及び粒子状物質 (附属書 VI 第 14 規則関連)

2.2.1 硫黄酸化物放出規制海域を航行する船舶の燃料油の変更 ~~—(附属書 VI 第 14 規則関連)—~~

(-1.及び-2.は省略)

2.2.2 使用中の燃料油の採取箇所

規則 8 編 2.2.2-1.にいう「本会が適当と認める指針」とは，“2019 Guidelines for On Board Sampling for the Verification of the Sulphur Content of the Fuel Oil Used On Board Ships (MEPC.1/Circ.864/Rev.1)”（その後の改正含む）をいう。